

## 第10回 契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：令和2年12月21日（月） 14：00～15：40

2. 開催場所（方法）：web 会議による審議

3. 出席者：

（委員会委員）青山委員、畑中委員、富岡委員、神代委員、瀧原委員

（事務局）本部 監査・コンプライアンス室 黒澤室長

財務部 鈴木部長、財務部 契約課 新保課長

高崎量子応用研究所 管理部 経理・契約課 尾野事務統括

関西光科学研究所 木津地区 管理部 経理・契約課 大久保課長

那珂核融合研究所 管理部 契約課 大塚課長

六ヶ所核融合研究所 管理部 契約課 渡辺課長 他

議題：

1. 令和2年度上半期における事後点検について

(1)令和2年度上半期における随意契約の状況について

(2)令和2年度上半期における一者応札・応募の状況について

(3)令和2年度上半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

(4)令和2年度調達等合理化計画の上半期実施状況について

2. その他

配布資料：

資料1 第9回契約監視委員会－議事概要－

資料2 令和2年度量子科学技術研究開発機構上半期契約データ

資料3 令和2年度上半期契約（競争性のない随意契約）の状況

参考資料 令和2年度上半期における随意契約に係る規程類（抜粋）

資料4 令和2年度上半期契約（一者応札・応募）の状況

資料5 令和2年度上半期のサンプリング事後点検について

資料5-1 令和2年度上半期の競争性のない随意契約サンプリング事後点検

資料5-2 令和2年度上半期の一者応札・応募案件サンプリング事後点検

資料6 令和2年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画の上半期実施状況

参考資料：

- 1 独立行政法人改革等に関する基本的な方針
- 2 独立行政法人の随意契約に係る事務について
- 3 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（通知）
- 4 「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」について
- 5 独立行政法人の調達に関するこれまでの閣議決定等の取扱いについて
- 6 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」について
- 7 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約監視委員会規程
- 8 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程
- 9 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計事務取扱細則
- 10 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約事務取扱細則
- 11 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構会計規程に基づく会計担当責任者の指定及び事務の範囲を定める細則
- 12 令和 2 年度国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構調達等合理化計画
- 13 量子科学技術研究開発機構 契約監視委員会委員名簿
- 14 随意契約及び一者応札のサンプリング抽出結果及び事後点検について

議事概要：

1. 令和 2 年度上半期における事後点検について
  - (1) 令和 2 年度上半期における随意契約の状況について  
本部契約課長から資料 2、資料 3 及び資料 3 参考資料に基づき、令和 2 年度上半期における随意契約の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。  
(主な議論)
    - ・委員から、本部において競争性のない随意契約実績が前年度と比して金額ベースで増加している理由について質問があり、本部契約課長から六ヶ所核融合研究所の土地の賃貸借契約、関西光科学研究所の住宅の契約等、他地区の契約を今年度から本部契約課において契約することになったためである旨の回答があった。
  - (2) 令和 2 年度上半期における一者応札・応募の状況について  
本部契約課長から資料 2 及び資料 4 に基づき、令和 2 年度上半期における一者応札・応募の状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。
  - (3) 令和 2 年度上半期における随意契約及び一者応札のサンプリング事後点検について

事務局から資料 5、資料 5-1 及び資料 5-2 に基づき、今回の委員による契約案件のサンプリング抽出結果について説明があった。その後、各研究所の契約担当課から抽出された契約案件ごとの説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

(主な議論)

① 競争性のない随意契約事後点検「ITER TF コイルの輸送 (2) : 一式」(那珂核融合研究所)

- ・委員から、本契約金額決定までのプロセスについて質問があり、那珂核融合研究所から、契約相手先からの見積書をもとに、見積額を査定するとともに予定価格を作成し、契約相手先と交渉後、今回の契約額になった旨の回答があった。また、那珂核融合研究所から、本輸送について、1 基ごとの金額を把握しており今回は 3 基のため概ね契約金額となる旨、また、輸送時期によって海上輸送の船代が異なり、今回の場合は 2 基出荷する三菱重工の 2 基目の金額について若干増額している旨、さらにこの契約は外貨が絡んでくるため最後は精算という形となる旨の補足説明があった。また、委員から、契約額は、那珂核融合研究所が査定した妥当な額であるのか確認があり、那珂核融合研究所から、そのとおりである旨、また、今回の契約の積算に当たっては、前回の輸送契約時の契約書類と比較しつつ、今回の契約で合理的にできる部分等について確認しながら行っているため、今回の契約相手先が提出した見積額は、妥当であると理解している旨の回答があった。

② 一者応札・応募事後点検「放射線医学総合研究所 実験動物関連施設建屋管理業務委託」(本部及び放射線医学総合研究所)

- ・委員から、本契約で必要とされる要件を満たす者が複数存在するのか質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から、動物実験を保有している施設は全国の大学や研究機関に限られているものの複数存在しており、今回の契約のような空調設備を有する建屋設備の管理業務が行われている旨の回答があった。また委員から、その他の会社でも受注できる可能性はあったが、結果として 1 者応札となってしまったのか質問があり、本部及び放射線医学総合研究所からそのとおりである旨の回答があった。
- ・委員から、本契約の仕様はかなり厳しい条件となっており、これ以上緩和できないとのことであるが、潜在的な応札者は存在している。入札時期、契約期間、入札スケジュール等の問題で 1 者になったということは考えられないのか質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から本件については、入札公告期間を確保する等の対策は講じていたため、他社の参入を阻害したようなことはない旨の回答があった。
- ・委員から、入札調書によると 10 回の再入札を行っているが、機構の中で入札回

数を定める規定等の有無について質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から、機構が作成した予定価格に達するまで、又は応札者が辞退するまでは何回でも応札することになっている旨の回答があった。また、財務部長及び本部及び放射線医学総合研究所から、千葉地区以外の拠点については応札回数 3 回までという上限を設けており、令和 2 年 4 月以降からは千葉地区も 3 回を上限とすることとした旨、さらに本件は、前年度末に契約手続きを実施したため、応札回数が 10 回となった旨の補足説明があった。また委員から、本件も令和 2 年 4 月以降の入札手続きであれば 3 回の応札で終了したのか質問があり、本部・放射線医学総合研究所からそのとおりである旨の回答があった。

- ・委員から、入札調書へ予定価格の記入はしないのか質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から、拠点により様式の差異がある旨、また、本部及び放射線医学総合研究所の入札調書には予定価格を記載していない旨の回答があった。委員から、入札調書の記載方法を機構として統一する予定があるのか質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から、基本的な様式は維持しつつ、細かい部分については各拠点に任せている旨の回答があった。さらに財務部長から、入札調書以外にも JAEA との統合に伴い様式等が統一されていない書類があるため、今後は可能な限り統一したいと考えている旨、契約担当の会議の席でも、同様の意見も出ていることから、今後検討していきたい旨の補足説明があった。
- ・委員から、本件の契約相手先について、前回の契約も同じ会社と契約を締結しているのか確認があり、本部及び放射線医学総合研究所から、前回の契約は平成 29 年度から令和元年度までの複数年契約で、同じ会社と契約締結した旨の回答があった。
- ・委員から、本件の入札回数が 10 回であることから応札業者としてはぎりぎりの入札価格を望んでいたのか質問があり、本部及び放射線医学総合研究所から受注会社は可能な限りの値上げを希望していたため、10 回の入札回数になったと思われる旨の回答があった。

③ 一者応札・応募事後点検「イオン照射研究施設放射線監視装置点検・校正作業」（高崎量子応用研究所）

- ・委員から、本件の契約条項に再委託の規定があるが、これまでこの規定に基づく再委託がなされた例はあるか質問があり、高崎量子応用研究所から、本件では再委託はなかったが、他の案件で例はある旨の回答があった。
- ・委員から、契約実績証明書によれば過去 2 年（令和元年度、平成 30 年度）、「契約時の定価（税抜）」は同額であるが「契約金額（税抜）」が若干異なっている点について質問があり、高崎量子応用研究所から、令和元年度は 1 回で落札したが、平成 30 年度は 3 回での落札となったため、「契約金額（税抜）」が異なっていると考えられる旨の回答があった。

- ・委員から、本件は契約相手先が開発・製造した装置に対する点検・校正作業であって他社の参入が難しいのであれば、随意契約を検討しなかったのか質問があり、高崎量子応用研究所から、細則に定める随意契約に該当する確たる根拠があるとはいえないため、一般競争契約に付している旨の回答があった。また委員から、本件は技術的に他社でも対応できるということなのか質問があり、高崎量子応用研究所から、本件の点検・校正対象機器全てを技術的に他社では対応できないという確たる根拠があるとはいえない旨の回答があった。
  - ・委員から、積算根拠資料における参考見積採用先が本件の契約相手先のみになっている点について質問があり、高崎量子応用研究所から、本件では入札説明書に定める技術審査資料等の提出があったのは一者であったため、参考見積採用先も当該者のみになっている旨の回答があった。
- ④ 一者応札・応募事後点検「放射光ビームラインの管理・運営に係る労働者派遣契約」（関西光科学研究所）
- ・委員から、本契約は3年間で区切られていることから特定の人を前提に契約をしているのか、また、本契約前の3年間の契約は同じ人が派遣されていたのか質問があり、関西光科学研究所から、本契約前の3年間の契約は平成29年度から令和元年度までの契約であり同じ業者と契約している旨、また派遣されている人は確認していないものの、基本的には派遣会社との契約であり特定の人を前提とした契約ではない旨の回答があった。
  - ・委員から、派遣者の雇用期間について有期雇用期間は5年間であるため、契約期間の間にクーリング期間を設けないと同じ人を6年間雇うことはできないのではないかという質問があり、関西光科学研究所から、派遣元事業主で無期雇用されている者（無期雇用派遣労働者）は派遣期間の制限を受けないこととなっている。本案件の仕様書では派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する。」と記載して本要件を備えた者が派遣されていることから、本案件の派遣者については派遣期間の適用を受けない旨の回答があった。また、財務部長から、派遣契約について、人在りきの契約は禁止されており面接もできない旨の補足説明があった。本部から、派遣契約期間について、事業所ごとに中断する期間が設けられている旨の補足説明があった。
  - ・委員から、入札時の参考見積書の時間単価に対し、入札内訳書の時間単価の方が安価になっているが、ある程度技術を有している方に対して適正な価格であるのか質問があり、関西光科学研究所から、参考見積書の額は入札申込みをされた際、業者から取り寄せたものであること、また、この金額を参考に予定価格を作成したこと、さらに要求部の予算額を勘案して入札した結果、契約単価になった旨の回答があった。委員から、派遣予定者に必要な要件として工学系又は理学系の修士（学位を持っている）としているが、このような要件に対し

て時間単価を減額するのは難しいのではないかとこの質問があり、関西光科学研究所から、派遣元で調整のうえ契約単価で応札したものと認識している旨の回答があった。委員長から、派遣契約と派遣期間については重要であり、今後も注視をしていきたい旨の意見があった。

⑤ 一者応札・応募事後点検「荷電交換再結合分光計測用対物光学系の整備：一式」  
(那珂核融合研究所)

- ・委員から、一者応札・応募となった主な要因（予算の都合上、納品までに長期にわたり支払いがなく企業の負担が大きい）は、これまでもこのような事例があったのか質問があり、那珂核融合研究所から、中小企業の場合、出来上がったものから順次納品し、その都度支払いを希望することが理由であったと思われる旨、また、ヒアリングした結果、このような理由で応札できないと回答があったのは初めてである旨の回答があった。また委員から、分納・分割支払いについて、契約手続上は難しいのか質問があり、要求元との調整の上、分納でも予算的に問題ないのであれば不可能ではないとの回答があった。また那珂核融合研究所から、入札手続きの中で質疑応答も設けているが今回は質疑等もなく、入札の結果を受けてヒアリングをしたところ今回のような回答があった旨の補足説明があった。
- ・委員から、今後はより競争性を高めるため分納・分割支払い方法を取り入れていく予定はあるのか質問があり、那珂核融合研究所から、今後同社が応札するようであれば検討する可能性も考えられるが、根本的に本件は契約課だけではなく要求部や経理課にも関係してくるため、関係部署と調整をした上で対応可能か検討を要するであろうとの回答があった。また、財務部長から、このような理由で応札できないというのはあまり例がない旨、分納できるかどうかは一体型のものであれば分納することはできない旨、前払いは一定の率の範囲で可能である旨、予算上前払いが可能であるか経理的な観点でもその都度検討していくことになる旨、さらに機構として、どこまで対応できるのか難しい旨の回答があった。
- ・委員から、本契約に最低基準価格が設定されているが、契約の特殊性や内容等により設定しているのか質問があり、那珂核融合研究所から、最低基準価格は契約の特殊性ではなく、予定価格が1千万円以上の案件に対し設定している旨の回答があった。

⑥ 一者応札・応募事後点検「IFMIF/EVEDA 原型加速器遠隔実験室 PPS 用ケーブルの敷設」(六ヶ所核融合研究所)

- ・委員から、本契約は電気設備工事と通信設備工事の業務であるが、六ヶ所核融合研究所近傍には電気設備工事については比較的対応可能な同業者が存在するとの記載があることから、通信設備工事についても専門性を必要とするのか、

また、六ヶ所核融合研究所近傍の業者が対応できない理由について質問があり、六ヶ所核融合研究所から、通信設備工事については、電気設備工事と異なる技術が必要であり、両工事が可能な業者は六ヶ所核融合研究所近傍には限られている旨、また、数少ない中で両工事が実施可能な業者に照会したところ、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除直後の影響もあり、受注調整（作業員が手配不可）で受けることができないと断られた旨、回答があった。

- ・委員から、本契約が電気設備と通信設備に関する専門的な知識を有する必要がある業務である場合、随意契約にすることはできなかつたのか質問があり、六ヶ所核融合研究所から、本契約を実施可能な業者は潜在的に存在し得ることから一般競争入札において実施した旨、当機構の契約事務取扱細則第 29 条第 1 項にある随意契約ができる場合のいずれの条項にも合致しないため、随意契約としなかつた旨の回答があった。
- ・委員から、本契約は六ヶ所核融合研究所近傍でしか受注できない特殊事情があるのか、またその場合、今後、六ヶ所核融合研究所近傍の業者にどのようなヒアリング、照会等を実施すれば公平性が保てるような一般競争入札となるのか、或いは随意契約とすべき案件なのか今後の対処方針について質問があり、六ヶ所核融合研究所から、六ヶ所核融合研究所近傍の業者でしか受注できない特殊事情はないものの、本契約のように現場作業を一定期間有する請負契約は、遠方から応札する場合には作業員の移動費や宿泊費等、余計なコストが発生することから遠方業者の入札参加意欲は高くないものと思われ、結果として六ヶ所核融合研究所近傍の業者が応札・落札する傾向がある旨、また、今後の対応方針として、現在も取り組んでいるが六ヶ所核融合研究所の全取引先に対して入札情報を定期的にメーリングリストでお知らせをする旨、また、要求部署から特定の者ではなく、必ず複数者に照会等を行うことで公平性を担保して競争入札を実施していきたいと考えている旨、さらに随意契約については契約審査委員会の承認を経て判断されると考えている旨の回答があった。

#### (4) 令和 2 年度調達等合理化計画の上半期実施状況について

本部契約課長から、資料 6 に基づき、量子科学技術研究開発機構が策定する令和 2 年度調達等合理化計画の上半期実施状況について説明があり、委員より特に問題は認められないとして了承された。

## 2. その他

事務局から、本委員会の外部委員である畑中委員と富岡委員について、今回の委員会をもって委員を退任する旨の説明があった。

また、次回、第 11 回契約監視委員会は来年 5 月か 6 月頃に開催し、その際、令和 2 年

度下期の随意契約及び一者応札の事後点検、令和 2 年度調達等合理化計画の自己評価の点検及び令和 3 年度の調達等合理化計画の点検等を議題としたい旨の説明があった。

以上